海上自衛隊呉基地に停泊していた潜水艦内で乗組員が自殺を図ったことに関する再質問主意書

出者 鈴木貴子

提

海上自衛隊呉基地に停泊していた潜水艦内で乗組員が自殺を図ったことに関する再質問主意書

前回答弁書」 (内閣衆質一 九〇第四五号) を踏まえ、 再質問する。

ぜ」乗員であった隊員の自殺事案の東京高等裁判所の判決において、 について、 ことを認識する旨の答弁をなされている。 発生した横須賀所在 にある者による暴行、 たところ、 ていると承知する。 あった旨認定し、 年に発生した、 前 回質問主意書で、 遺族が国家賠償請求を起こし、 「前回答弁書」 国に対して三百五十万円の支払いを命じている。右に係る事件や自衛官の自殺問題等の 海上自衛隊佐世保基地の護衛艦さわぎり艦内で当時二十一歳の三等海曹が自殺したこと 過去二十年で、 の護衛艦における隊員の自殺について、上司による暴行等との間に因果関! 恐喝等との間の因果関係が認められたことは承知しており、 「海上自衛隊では過去にも、 (内閣衆質一九〇第四五号)で政府は、平成十六年に発生した護衛艦 上司の暴力などを原因とし、 右でされている答弁の他に、 福岡高裁が平成二十年八月、自殺と上官の言動に因果関係が 上司の暴力などを原因とした隊員の自殺が複数発生し 自殺を図った隊員は何人いるか」と問う 同隊員の自殺について、 自衛官の自殺を巡っては、 また、 平成二十六年に 上位 係が 「たちか 平成十 一の階級 あった

教訓は今現在にいかされているか。

政府の見解如何。